

検討を進めるに当たっての論点の整理

第1回検討会の議論を踏まえ、以下の3つに分けて今後議論を進めてはどうか。

1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）

＜検討の論点＞

- ・ 検討の基礎となる災害の実態の深掘り
- ・ 個人事業者自身による措置やその実行性を確保するための仕組みのあり方
- ・ 個人事業者以外も含めた災害防止のための発注者による措置のあり方
- ・ 発注者以外の災害原因となるリスクを生み出す者等による措置のあり方
- ・ 個人事業者や小規模事業者に対する支援のあり方

2 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策）

＜検討の論点＞

- ・ 労働者について危険有害性が確認され、また災害が発生した実態等を踏まえ、現在労働者保護規定が設けられている機械、作業等については、同じ機械、作業等に係る個人事業者等にも同様の危険有害性があること等から、その安全確保の観点からも、当該保護規定を踏まえた規制等を検討する必要があるのではないか。

※最高裁判決においても、物の危険性及び場の危険性に着目した規制は、労働者以外も保護する規定と判示。（物の危険性、場所の危険性に着目した規制としては、安衛法20条等がある。）

3 危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）

＜検討の論点＞

- ・ 検討の基礎となる災害の実態の深掘り
- ・ 過重労働等の健康障害防止のための措置及びその実行性を確保するための仕組みのあり方
- ・ 個人事業者や小規模事業者に対する支援のあり方

検討を進めるに当たっての論点の整理

今後の議論の進め方としては、以下のとおりでよいか。

- ① 「1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）」及び「3 危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）」については、まずは災害データ等の収集、業界団体等からのヒアリングを行い、具体的な問題点、現に行われている作業における危険性等を把握した上で、具体的な対策について議論を深めていく。（なお、その議論の結果に応じて、②に係る検討対象となった条項について、さらに検討することは排除しない。）

【ヒアリング候補】

- ・ ITフリーランス支援機構
- ・ 建設業関係（調整中）
- ・ 全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会（調整中）
- ・ 製造業関係（化学メーカー等、調整中）
- ・ 日本芸能従事者協会（調整中）
- ・ 林業関係（調整中）
- ・ イラスト制作関係（調整中）

第2回

第3回又は第4回

- ② 「2 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策）」については、安衛法22条の改正方針を踏まえながら、①の検討と並行して、具体的な検討を進めていく。